

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。 期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。 めげせ、均等待遇。 なんごう差別。 ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

# 長崎訴訟和解記者会見 「非正規社員全体の待遇改善」を強く訴える！

**未来**

郵政産業ユニオン  
**PIWU**

全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4140  
21年4月9日(金)  
Tel・Fax 095-828-1953



おはようございます。

昨日、午前10時より郵政ユニオン集団訴訟長崎訴訟の和解記者会見を長崎県庁で、行いました。会見には原告3名、中川弁護士と支部3役が出席しました。

記者会見には長崎新聞をはじめ5社、テレビ局もNHKなど4局が参加。この問題に対する関心の高さがうかがえました。

会見はまず、長崎訴訟和解について中川弁護士が説明。次に原告を代表して原田支部執行委員が「私たちが何故会社に対して訴えを起こしたのか」と言うと、2020年4月14日の意見陳述で述べた様に全国で働く20万の非正規の仲間の待遇改善の為に。単なる過去分請求の裁判と思っている者は一人もいません。そういう意味で、念願であった和解条項に被告は、期間雇用社員の待遇改善に真摯に努めることを表明すると加えさせることができたのは大きな成果だと思っ

ています。」と訴えました。マスクコミ各社からの質疑に答えた後、日巻中央本部委員長のコメントを高口支部長が代読し終了しました。

### 長崎訴訟の和解にあたってのコメント

日本郵便における有期契約社員と正社員の格差是正を求める全国集団訴訟・長崎訴訟が、2021年3月30日に長崎地方裁判所で和解が成立しました。

全国集団訴訟は郵政ユニオンに所属する全国154人の非正規社員が原告となって、全国7地裁で労働契約法20条に基づく労働条件の格差是正を求める裁判を一斉に提訴したたかいであり、今回の長崎訴訟における和解は全国集団訴訟では初めての和解となりました。

労働契約法20条裁判は、正社員との間にある不合理な格差に対し損害賠償と地位確認を求め郵政ユニオンの組合員11人が2014年5月東京地裁、同年6月大阪地裁に提訴し裁判闘争を展開してきました。2020年10月15日最高裁は、年末年始勤務手当、住居手当、扶養手当、有期の病気休暇、夏期・冬期休暇、年始期間の祝日割増賃金が正社員にあって期間雇用社員にないのは不合理であり損害賠償を認める判決を下しました。

最高裁判決を受けて日本郵便の衣川社長は、「この問題の重要性に鑑みて、当該判決の内容や政府の指針を踏まえて速やかに労使交渉を進め、必要な制度改革について適切に取り組んでまいりたい」とのコメントを発表しましたが、日本郵便から最高裁判決に沿った形での制度改革提案は行われていません。こうした中において、今回の和解成立は、他の集団訴訟におけるたたかひの先駆けとなるのです。

特に、和解条項6において「期間雇用社員の待遇改善に真摯に努めることを表明する」とした和解に合意した意義は大きく、日本郵便は制度改革にあたっては「低く劣悪な労働条件に抑えられている非正規社員の処遇を引き上げる」方向で処遇改善を行うことが常に求められることとなります。

郵政ユニオンは長崎訴訟の勝利和解を6地裁でのたたかひに広げ、年収格差の最大の要因となっている賞与や退職金などを是正させるとともに、全国で2100万人とも言われている非正規雇用で働く労働者の処遇改善につながる運動を展開していく決意です。

2021年4月6日  
郵政産業労働者ユニオン  
中央執行委員長 日巻直映



余談で、会見後の取材では、「不祥事続き（かんばん問題や特定郵便局長の」

横領）で、叩かれている日本郵政から「社員の待遇改善に努めている会社」とアピールする場を与えてくれた、と感謝状が来るかも知れない」と言ったら苦れました（笑い）。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。  
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。